

議案第 28 号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護予防・日常生活支援総合事業等の開始時期を指定するとともに、介護保険料率の見直しを行い、介護保険事業の適正な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度までの」を「平成27年度から平成29年度までの」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「25,896円」を「27,900円」に改め、同条第2号中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第2号」に、「25,896円」を「36,270円」に改め、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「38,844円」を「41,850円」に改め、同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「51,792円」を「46,314円」に改め、同条第5号中「第38条第1項第5号」を「第39条第1項第5号」に、「64,740円」を「55,800円」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 69,750円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

第4条に次の4号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 72,540円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 83,700円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 94,860円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 103,230円

第4条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、25,110円とする。

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第38条第1項第1号から第5号」を「第39条第1項第1号から第10号」に改める。

第7条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の北名古屋市介護保険条例第4条の規定及び次項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。